

社会保険 いわて

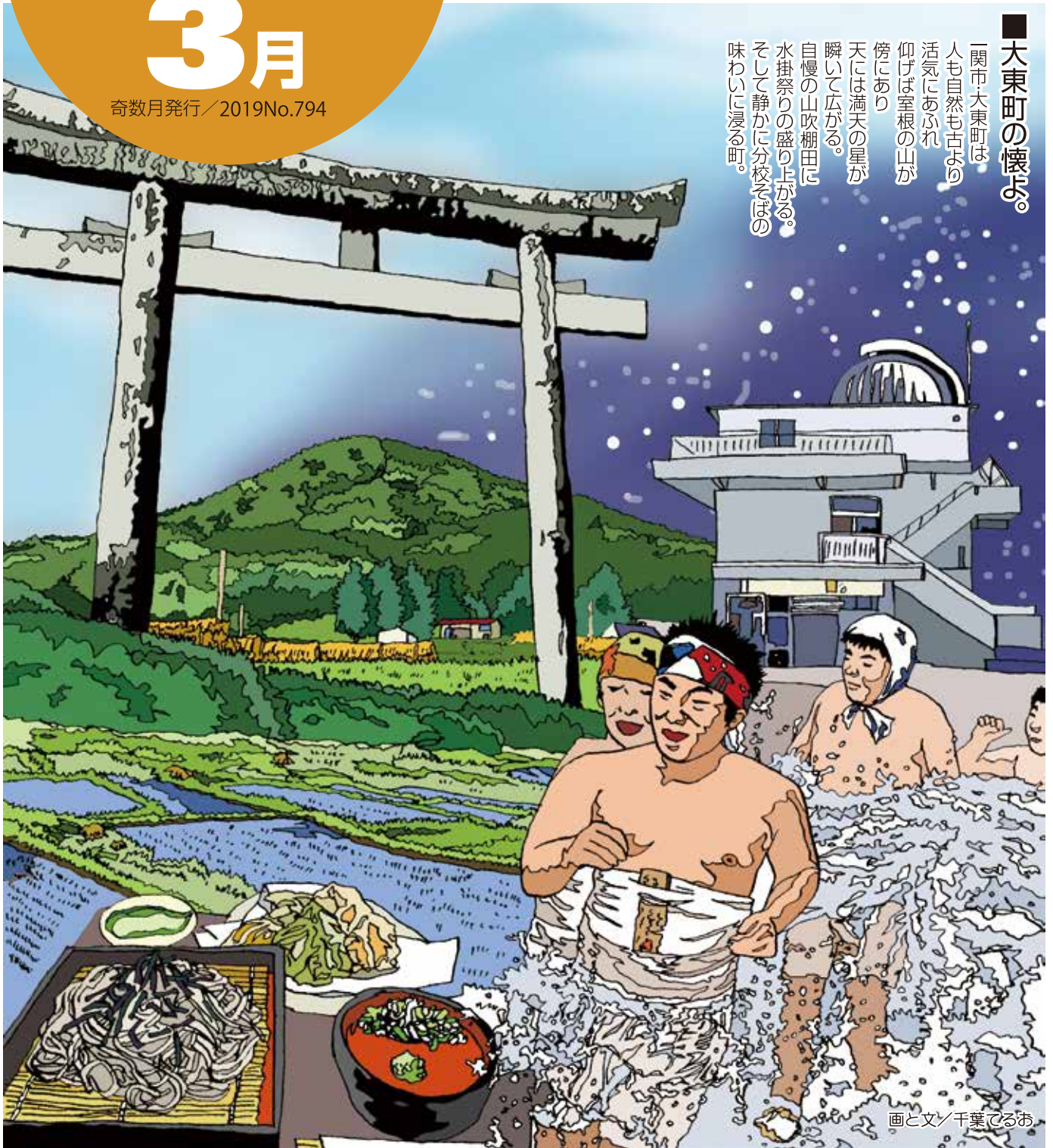
3月

奇数月発行／2019No.794

- 資格取得の手続きについて
- 平成31年度 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内
- 協会けんぽの保険料率についてお知らせします
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 4月・5月の出張相談所日程

■大東町の懐よ。

一関市大東町は
人も自然も古より
活気にあふれ
仰げば室根の山が
傍にあり
天には満天の星が
瞬いて広がる。
自慢の山吹棚田に
水掛祭りの盛り上がる。
そして静かに分校そばの
味わいに浸る町。



画と文／千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

資格取得の手続きについて

～採用者が増える時期です。手続きは確実に～

従業員を採用したときは、事業主は5日以内に「被保険者資格取得届」を提出します。

①労働時間 ②労働日数で、それぞれ一般社員の3/4以上であるときには、パートタイマー(短時間労働者)も被保険者となります。試用期間中の見習い社員も試用期間の初日から被保険者となります。

また、3/4未満であっても、次の(1)～(5)(国・地方公共団体の事業所の場合は(1)～(4))をすべて満たす場合には被保険者となります(短時間労働者)。

- (1)週の所定労働時間が20時間以上あること
- (2)雇用期間が1年以上見込まれること
- (3)賃金の額が8.8万円以上であること
- (4)学生でないこと
- (5)特定適用事業所(常時501人以上の企業)または任意特定適用事業所(500人以下であっても労使の合意のある企業)に勤めていること

◆資格取得届を提出する時には記入もれ、記入誤りに注意しましょう!!

〈被保険者資格取得届〉

被 保 険 者 1	① 被保険者 整理番号	② 氏名 (姓) (名)		③ 生年月日 5.昭和 年 月 日	④ 種別 1.男 5.男(基金) 2.女 6.女(基金) 3.既内職 7.既内職(基金)
	⑤ 取得 区分	⑥ 個人 番号 [基礎年金 番号]	⑦ 取得 (該当) 年月日	⑧ 被扶 養者	0.無 1.有
	⑨ 報酬 月額	⑩ (通貨) 円 ⑪ (合計 ⑨×⑩) 円		⑫ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 退職後の継続再雇用者の取得 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他 []	
	⑬ (現物)	円		⑭ 住所 日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 (フリガナ)	
	⑮ 住所	理由: 1. 海外在住 2. 短期滞在 3. その他 []			

1. ⑥「個人番号」欄

マイナンバーカードや通知書で「個人番号」をしっかりと確認の上記入しましょう。

2. ⑨「報酬月額欄」の確認。

◎新規採用者等については、給与を支給する前に届け出ることになりますので、見込額を記入します。

【月給の場合】

◎基本給のほか、通勤手当などの固定的な各種手当と、残業手当等の非固定的な手当についても、支給見込額に加えます。

【歩合給、日給・時給などの場合】

◎実績によって報酬が変わる場合、新規採用者についてはこれまでの実績がないため、あらかじめ報酬月額を決めるのが困難です。そのため、資格取得月の前月1か月間にその事業所で同様の仕事について同程度の報酬を受けている人が受けた報酬の平均月額を記入します。

3. 70歳以上の方で、過去に厚生年金保険に加入したことがある方につきましては、⑩備考欄の「1.70歳以上被用者該当届」のチェックが必要です。

■注意：外国籍の従業員を採用した際、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である方については、資格取得届と併せて「厚生年金被保険者ローマ字氏名届」の提出が必要です。

60歳以上の被保険者が退職後継続再雇用された場合の手続き

同一の事業所において、雇用契約上一旦退職した者が一日の空白もなく引き続き再雇用された場合、事実上の使用関係は継続しているため、被保険者の資格は継続します。ただし、大幅な給料変更が伴うような場合、通常は月額変更届により4ヶ月目に標準報酬月額が変更されますが、一定の手続きをすることで月額変更ではなく、再雇用後の給料にもとづき再雇用の当月から標準報酬月額の変更を行うことができます。

(在職老齢年金を受けている場合は支給停止額が変更されます。)

〈背景〉この取り扱いは、在職老齢年金の受給権を持つ被保険者への特例的な取り扱いとなります。

◎現行制度では、月額変更届による改定が4ヶ月目となり、それまでの3ヶ月は再雇用前の高い標準報酬月額により在職老齢年金が支給停止となります。※図表参照

◎高齢者の雇用継続の支援及び高齢者の勤労意欲の低下防止の観点から特例的にみとめられています。

◎この手続きは義務とされているわけではなく、あくまで任意の取扱いとなっています。

■対象者：60歳以上で退職後継続して再雇用されるすべての人

※正社員に限らず、役員・嘱託・パートタイマー等も対象となります。

■提出が必要となる届書

◎資格喪失届(資格喪失年月日は退職日の翌日)

◎資格取得届(資格取得年月日は資格喪失年月日と同日)

※退職時に被扶養者がいる場合は、被扶養者異動届も必要となります。

※退職時に被扶養者になっていた家族については、本人及び家族の身分関係を確認する書類や収入等を確認する書類添付は不要です。

■添付書類の確認

◎「就業規則、退職辞令のコピー等の退職したことがわかる書類」

◎「再雇用されたことがわかる雇用契約書」又は「事業主の証明」等

※役員の場合は、役員規程、取締役会の議事録、株主総会の議事録等で役員を退任したことが及び再雇用(再任)されたことがわかる書類

◎被保険者証(本人・家族)

〈図表〉

前提／男性63歳 退職日：平成31年3月31日 再雇用日：平成31年4月1日
(報酬月額360,000円 厚年22等級) (報酬月額250,000円 厚年17等級)
特別支給の老齢厚生年金額 月額80,000円

通常(月額変更)の扱い

支給月	報酬月額の変更			在職老齢年金 年金額
	報酬月額	厚年等級	標準報酬月額	
3月	360,000円	22	360,000円	0円
4月	250,000円	22	360,000円	0円
5月	250,000円	22	360,000円	0円
6月	250,000円	22	360,000円	0円
7月	250,000円	17	260,000円	50,000円

退職後継続再雇用の扱い

支給月	報酬月額の変更			在職老齢年金 年金額
	報酬月額	厚年等級	標準報酬月額	
3月	360,000円	22	360,000円	0円
4月	250,000円	17	260,000円	50,000円
5月	250,000円	17	260,000円	50,000円
6月	250,000円	17	260,000円	50,000円
7月	250,000円	17	260,000円	50,000円

平成31年度 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康の保持・増進のため、被保険者(加入者ご本人)を対象にした「生活習慣病予防健診」と被扶養者(加入者ご家族)を対象にした「特定健康診査」を行っています。

健康のため、年に一度は必ず健診を受診しましょう!



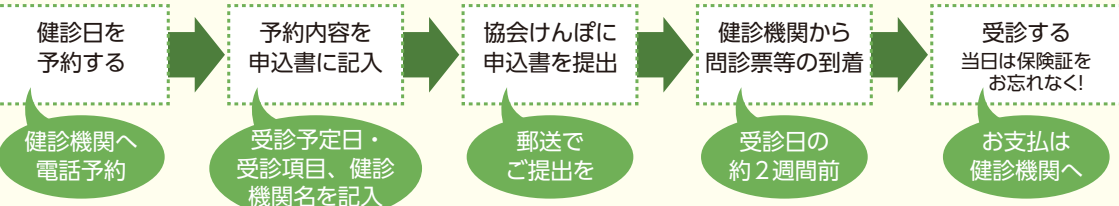
生活習慣病予防健診 被保険者(加入者ご本人)の健診

糖尿病やがんなど、主に生活習慣によって引き起こされる様々な病気の予防のための検査を行います。検査項目は、特定健康診査や企業の定期健康診断の検査項目を含んだ総合的な健診内容です。

対象者 35歳から74歳までの被保険者(任意継続被保険者を含みます)
・受診時に協会けんぽの被保険者であること
・年度内に75歳を迎える被保険者は、誕生日の前日まで受診できます。

費用 年度内おひとり様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

受診までの流れ



詳しくは、3月下旬に事業所様にお送りする健診案内をご覧ください。

特定健康診査 被扶養者(加入者ご家族)の健診

特定健康診査では、メタボリックシンドロームに着目した検査を行います。受診には「特定健康診査受診券」が必要です。受診券は4月中旬に被保険者(加入者ご本人)のご自宅に送付します。必ずご確認ください。

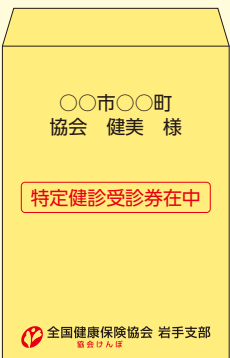
対象者 40歳から74歳までの被扶養者(任意継続被保険者の被扶養者も含みます)
・受診時に協会けんぽの被扶養者であること
・年度内に75歳を迎える被扶養者は、誕生日の前日まで受診できます。

費用 年度内おひとり様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。
※詳細は4月にお届けする「特定健診のご案内」をご覧ください。

受診券は4月に黄色の封筒でお届けします

4月中旬頃までに受診券を被保険者(加入者ご本人)のご自宅へお届けしますので、必ず開封してご確認ください。
健診を受診するときには、受診券と保険証が必要となりますので、忘れずにご持参ください。

●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、ご加入先の保険者窓口にお問い合わせください。



健診は義務です!



健診費用一部補助!



生活習慣病予防健診はこんなにお得です!

事業主には、年に1回従業員の方に「健康診断」を実施することが法律上義務付けられています。「健康診断」には、労働安全衛生法に基づくもの、協会けんぽが実施するもの等、様々な種類がありますが、協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」は検査項目が充実しており、健診費用の補助も受けられるため、大変お得です。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断

約22項目 約8,000円※1
※1 健診機関により異なります

生活習慣病予防健診

約31項目 7,038円※2
※2 本人または会社の負担金額 注:消費税率変更後は7,168円

全額会社負担

協会けんぽが一部費用補助

健診費用総額
18,522円
(18,865円)
↓
協会けんぽ補助額
11,484円
(11,697円)
↓
本人または会社の負担金額
7,038円
(7,168円)

注:カッコ内の金額は消費税率変更後の金額

お得 その1 協会けんぽからの健診費用の一部補助があります

お得 その2 定期健診に+αしてがん検診(大腸・肺・胃)も含まれています

項目		生活習慣病予防健診(一般)	定期健康診断(事業者健診)	項目		生活習慣病予防健診(一般)	定期健康診断(事業者健診)
診察	問診	○	○	尿・腎機能	尿蛋白(半定量)	○	○
	身体計測(身長・体重・腹囲)	○	○※3		潜血	○	
	理学的所見(身体観察)	○	○		血清クレアチニン	○	
	血圧	○	○		12誘導心電図	○	○
脂質	総コレステロール定量	○		生理学検査	眼底検査	■	
	中性脂肪	○	○		胸部エックス線検査	○	○
	HDL-コレステロール	○	○		喀痰細胞診		■
	LDL-コレステロール	○	○		上部消化管エックス線検査	○	
肝機能	AST(GOT)	○	○		胃部内視鏡検査	■	
	ALT(GPT)	○	○		視力	○	○
代謝系	γ-GT(γ-GTP)	○	○	その他の検査	聴力	○	○
	ALP	○			肝炎検査	◆※4	
	空腹時血糖	●	○		便潜血	○	
	ヘモグロビンA1c	●	●	医師の判断	子宮頸がん検診	△	
血液一般	尿酸	○			乳がん検診	△	
	尿糖(半定量)	○	○		医師の判断(判定)	○	○
	ヘマトクリット値	○			医師の意見	○	○
	血色素判定	○	○				
	赤血球数	○	○				
	白血球数	○					

【表の凡例】

- 必須項目
- 医師の判断に基づき、選択的に実施する項目
- いずれかの項目を実施すれば良い項目
- ◆→条件付きで実施する項目
- △→偶数年齢の女性が希望する場合に実施する項目

※3 腹囲は35歳と40歳以上で必須。それ以外は医師の判断で省略可。
※4 35歳以上の方で、以前この検査を受けた事がない人が対象。

協会けんぽの健康診断・特定保健指導に関することは、岩手支部保健グループまでお問い合わせください(☎019-604-9089)

平成31年3月分(4月納付分)～の

協会けんぽの保険料率 についてお知らせします

岩手支部 の健康保険料率は変更となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変更になります。

現 行	健康保険料率	平成31年3月分～
9.84%	➡	9.80%

介護保険料率も変更となります。

現 行	介護保険料率	平成31年3月分～
1.57%	➡	1.73%

※健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

**加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。**

◆上記の詳細につきましては、協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 岩手支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

☎019-604-9009(代表)

受付時間：平日8:30～17:15

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル

労働Q&A

平均賃金について

解雇予告手当、休業手当、年次有給休暇手当の支払いや、労災保険の休業補償等に用いられる平均賃金について解説いたします。



Q1. 当社の従業員が仕事中に休業見込3か月程度の負傷をしたため、労働基準監督署に労災保険の休業補償請求を行う予定ですが、請求時等に用いる平均賃金とは何ですか。

A1. 平均賃金とは、算定すべき事由の発生した日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総暦日数で除した金額をいいます。除した金額に円未満の端数が生じた場合は切捨にしますが、労災保険における平均賃金(給付基礎日額)については1円に切り上げることとされています。



Q2. 平均賃金を算定するに当たっての留意点について教えてください。

A2. 賃金締切日がある場合は、算定すべき事由の発生した日直前の賃金締切日以前3か月間の総暦日数で除します。

雇い入れ後3か月未満の者でも、直前の賃金締切日からの算定期間が1賃金締切期間(1か月を下らない期間)以上ある場合は、直前の賃金締切日から雇い入れ日までの期間の総暦日数で除します。

なお、臨時に支払われた賃金、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金等(1年2回の賞与等)、通貨以外のもので支払われた賃金(現物給与等)で、一定の範囲に属さないもの(厚生労働省令に定めるもの以外)については平均賃金から除かれます。



Q3. 雇い入れ後1か月未満の従業員が仕事中に負傷して休業した場合、平均賃金はどのように算定しますか。

A3. 算定すべき事由の発生した日の前日から雇い入れ日までの期間に支払われた賃金総額をその期間の総暦日数で除します。

雇用期間が2週間未満で、すべての日に稼働している場合は、上記により算定した金額に7分の6を乗じた金額が平均賃金になります。

【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶ <http://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお願い

会員事業所様の『名称・所在地・電話番号等』に変更がある場合は、お手数ですが下記により当協会あてにご連絡（FAX可）をお願いいたします。

変更届

送付先

FAX番号 019-626-0252

協会会員番号

— — —

（年会費払込金受領書・広報紙送付封筒の宛名シールに記載されています）

【変更前】全事項記入願います。

ふりがな			
事業所名称			
事業所所在地	〒	電話番号	
備考			

【変更後】変更事項のみ、ご記入ください。

（変更日 年 月 日）

事業所記号	—	番号	[記入例] 01-あいう、盛-あいう、01-ABC
ふりがな			
事業所名称			
事業所所在地	〒	電話番号	
備考			



■平成30年度「ビジネスセミナー」が行われました。

経営者、労務管理者の方々を対象とした「ビジネスセミナー」が行われました。

昨年8月に一関文化センター（一関市）、10月はシートピアなあと（宮古市）での実施に続く、今年度3回目の「ビジネスセミナー」を、去る2月6日（水）、アイーナ（盛岡市）において行われ、『超高齢社会を考える「働き方改革」』と題して、社会保険労務士の佐々木誠氏を講師に迎え、盛会のうちに終了しました。

来年度も事業主、管理者を対象とした労務管理に関するセミナーとして、皆様の要望意見を参考に実施を予定しております。

事務所移転のお知らせ

当協会事務所は平成31年3月1日（金）より下記住所に移転しましたので、お知らせいたします。

移転先／〒020-0021 盛岡市中央通1丁目6番26号 サトウビル401

TEL 019-625-2772 FAX 019-626-0252（電話・FAXは変更ありません）

年金相談のご案内

〇県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

①月曜日（祝日にあたる時は翌開所日）午後7時まで受付を延長 ②第2土曜日は、休日相談日9：30～16：00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。

※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211（代） 一関年金事務所 ☎0191-23-4246（代） 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963（代）

花巻年金事務所 ☎0198-23-3351（代） 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111（代）

社会保険出張相談所

会 場	4月	5月	時 間	会 場	4月	5月	時 間
盛岡 八幡平市役所	11(木)	9(木)	10:00～15:30	一関 陸前高田市役所	18(木)	5月はお休みです	10:30～15:30
ゆはづ交流館(岩手町)	17(水)	15(水)	10:00～15:30	大船渡市役所	25(木)	23(木)	10:30～15:30
葛巻町役場	24(水)	5月はお休みです	10:30～15:00	奥州市役所(本庁)	4月はお休みです	9(木)	10:00～15:00
紫波町役場	4月はお休みです	22(水)	10:00～15:30	奥州市江刺生涯学習センター	4(木)	5月はお休みです	10:00～15:00
二戸 久慈市文化会館 (アンバーホール)	4(木)	16(木)	10:30～16:00	喜 青葉ビル第1・2研修室(金石市)	11(木)	16(木)	10:00～15:30
	18(木)	30(木)	10:30～16:00	喜 遠野市役所本庁舎3階	4(木)	9(木)	10:30～15:30

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。